

## ○高知県中小企業基本対策審議会条例施行規則

昭和38年10月22日規則第62号

改正

昭和40年1月29日規則第6号

昭和51年6月8日規則第30号

昭和59年5月29日規則第30号

平成4年4月14日規則第29号

平成6年1月14日規則第2号

高知県中小企業基本対策審議会条例施行規則をここに公布する。

高知県中小企業基本対策審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県中小企業基本対策審議会条例（昭和38年高知県条例第26号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、高知県中小企業基本対策審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(特別委員の所属)

第2条 条例第5条の規定に基づき審議会に置く特別委員は、次条第1項に掲げる専門部会のいずれかに所属するものとする。

2 特別委員の所属する部会は、知事がこれを決定する。

(専門部会)

第3条 条例第8条の規定に基づき、審議会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 工鉱業部会
- (2) 製紙工業部会
- (3) 商業部会
- (4) 情報・サービス産業部会

2 審議会の委員は、会長の決定するところにより前項に掲げる部会のいずれかに所属するものとする。

(部会長)

第4条 前条に規定する部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の会議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(部会の会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、当該部会に属する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があるときは、会長と協議して関係のある他の部会と合同して会議を開くことができる。

(意見の聴取等)

第6条 会長又は部会長は、審議会又は部会の会議において必要がある場合は、関係機関又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が命ずる。
- 3 幹事は、会長の指示を受けて委員及び特別委員を補佐するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(他の規程の廃止)

- 2 高知県中小企業振興対策専門委員設置規程（昭和34年5月高知県訓令第8号）は、廃止する。

付 則（昭和40年1月29日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年6月8日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和59年5月29日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年4月14日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成6年1月14日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。